

## ◆土地改良区の現状

土地改良区は、かんがい排水事業やほ場整備事業などの農業農村整備事業の推進母体として、また、これらの事業で造成された施設や農業用水の管理を行なうなど、農業農村の維持保全に大きな役割を果たして来ました。

しかしながら、近年における社会経済情勢の変化のなかで、農業・農村を取り巻く状況もめまぐるしく変化し、それに伴って土地改良区の運営にも様々な影響が及んで来ています。

土地改良区は今、将来に向けた組織や運営のあり方、土地改良施設の管理のあり方について考える時に来ています。

栃木県には、小規模な土地改良区や重複・重畳関係にある土地改良区が多数存在します。また、多くの土地改良区では、専任の職員を有しておらず、事務処理や施設管理をはじめとして様々な問題を抱えています。

これらの問題に対処するためには、役職員の資質の向上を図り、新たに専任職員を確保するなど、早急に事務局体制を強化することが求められています。

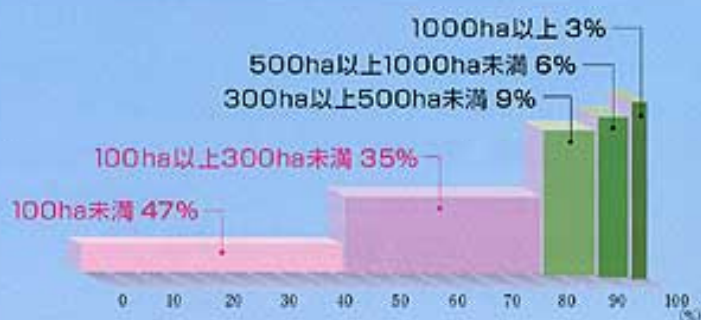


他の改良区と兼務の職員を有する(協議会等以外) 8%

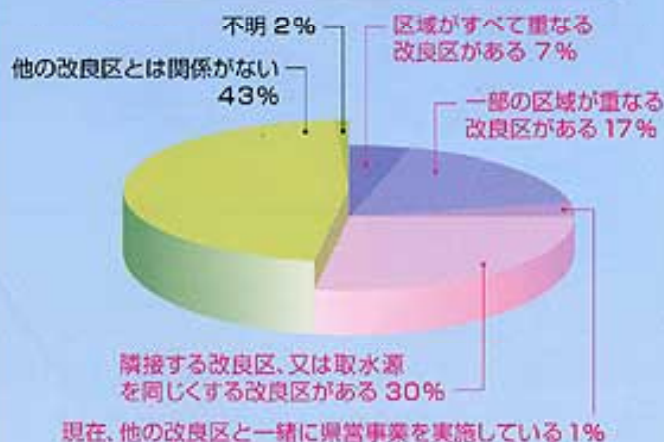


調節工

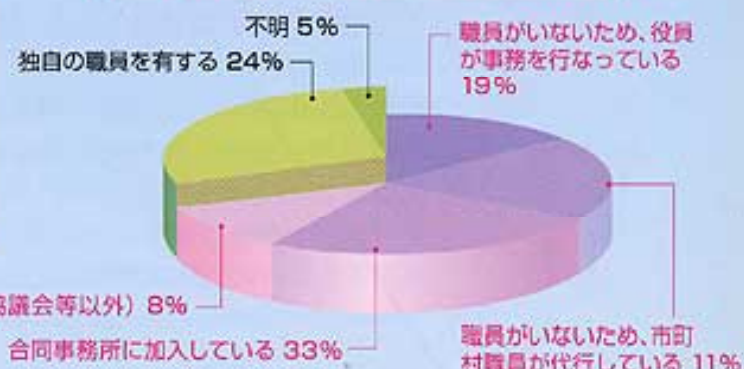
### 県内土地改良区の地区面積別割合



### 他の土地改良区との関係



### 県内土地改良区の事務執行体制



(平成9年度土地改良区等実態調査)



流木等撤去作業

### 栃木県のほ場整備事業

備事業(1区画20a以上)の

整備率は **68% (H13末現在)** まで

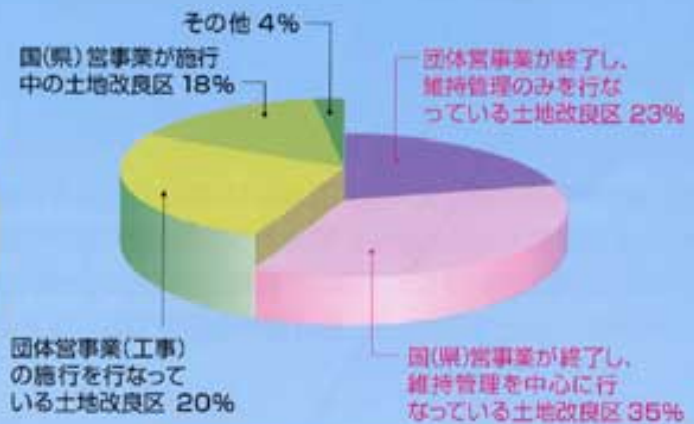
進んでおり、これに伴って、土地改良区  
事業の中心も土地改良施設の維持管理へと移行してきています。

こうした変化を踏まえて、維持管理事業を行なうために最も適した組織や運営について検討する必要があります。



もっと  
効率の良い  
運営方法が  
ないものか  
ねえ～。

### 県内土地改良区の事業型態別状況

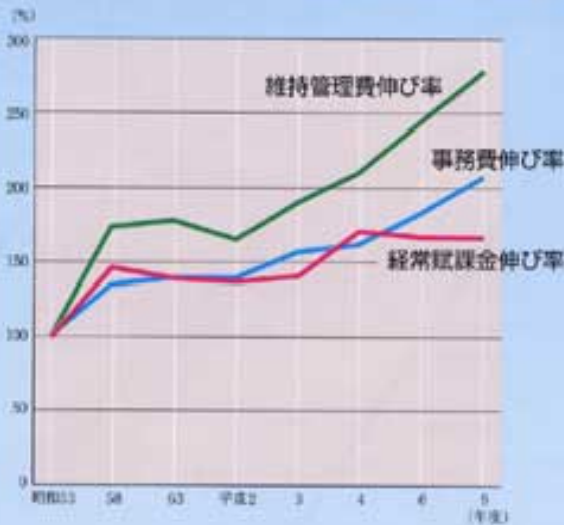


全体の6割近い土地改良区が維持管理中心  
または維持管理のみを行なっています。

(平成8・9・10年度 土地改良区等検査)

### 経常賦課金・事務費・維持管理費の推移

※昭和52年度を100%とした場合



(農林水産省農村振興局調べ)

### 土地改良施設の

維持管理費用は、都市化・混

住化の進展、老朽施設の更新等によ

り今後増加していくことが予想されます。

しかし、これに応じて土地改良区の主たる収入源  
である賦課金の水準を引き上げる事は、農産物価  
格の低迷等により現実には厳しい状況にあります。

そこで、地域や組合員からの要請に対応できる  
よう財政基盤を強化し、組織の充実・強化を図る  
必要があります。

これ以上の  
負担は  
厳しいな～。



施設周辺の草刈り作業



集中管理システム